

行政手続法適用

不利益処分の処分基準

処 分 名		予防接種の実費の徴収		
根拠法令及び条項		予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 24 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保健センター		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)第 33 条		
	基準	実費の額は、予防接種法施行令第 33 条に定めるところによる。 施行令第 33 条 実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				